

パブリック・コメントの結果概要及び意見・回答一覧

アフリカヒキガエル、オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外の種及びオオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物が特定外来生物に指定されることに伴う、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」及び関係告示の改正の案に対するパブリック・コメントを、令和6年5月13日（月）から同年6月11日（火）まで実施した結果、13名から意見が提出された。同一の者から複数の意見が提出されたことから、意見数は34件（うち有効件数34件）であった。

その詳細は次のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

| | e-Gov（電子） | 郵送 | 合計 |
|----|-----------|----|----|
| 個人 | 7 | 0 | 7 |
| 団体 | 0 | 0 | 0 |
| 不明 | 6 | 0 | 6 |
| 計 | 13 | 0 | 13 |

2. 意見件数

全18件（うち有効件数18件）

※同じ内容である意見は1件として数える。

【テーマ別の意見件数】

- (1) アフリカヒキガエルに係る御意見 計0件

- (2) オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外の種及び
オオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により
生じた生物に係る御意見 計14件

- (3) その他 計4件

御意見に対する考え方詳細

※特定の個人・団体に係る御意見と思われるものは該当部分を省略し記載してします。

1. アフリカヒキガエルに係る御意見 なし

2. オオサンショウウオ属のうちオオサンショウウオ以外の種及びオオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物に係る御意見

| 番号 (提出順) | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-------------|--|---|
| 2-1 | SNS 上の動画について、文化財保護法や種の保存法に抵触するのでは。(同旨他 1 件) | 特定の個人・団体の行為に関する法的扱いに係る回答は、情報も限られていることから控えさせていただきますが、頂いた御意見を踏まえ、オオサンショウウオ及びチュウゴクオオサンショウウオ等の適切な取扱いについて、文化庁と連携の上、環境省ウェブサイト等において適切な情報発信・普及を行ってまいります。 |
| 2-2 | オオサンショウウオ属の動物について、文化財保護法とのすり合わせが必要。運用方針が不明。 | 本改正に当たっては、文化財保護法との整合性を図る観点から文化庁と調整してまいりました。生態系への被害の防止や日本固有種であり特別天然記念物であるオオサンショウウオ保全の観点から、引き続き、文化庁とも協力して、適切な法の運用に努めてまいります。 |
| 2-3 | オオサンショウウオと交雑個体は判別が困難である。そのため、特定外来生物に指定されることで一般人による誤判定により保護すべきオオサンショウウオが捕獲され数を減らす可能性が高い。特定外来生物に指定するうえで環境省等から許認可を得た組織及び捕獲活動等以外での交雑個体への捕獲その他接触行為をあわせて禁止すべきである。捕獲した交雑個体を資源として扱う場合についても環境省等から許認可を受けて取り扱うべきである。(同旨他 3 件) | 環境省では判別のポイントを一般向けに分かり易く整理した識別マニュアルを作成・公表する予定です。オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオ等の混獲等が起これぬよう、文化庁と連携の上、環境省ウェブサイト等において適切な情報発信・普及を行ってまいります。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 2-4 | 今までの天然記念物という扱いはそのままに、できる限り現状維持に努めるべき。 | 在来種のオオサンショウウオは、引き続き文化財保護法に基づく特別天然記念物です。 |
| 2-5 | 一般周知が必要。アメリカザリガニ、ウシガエルなどと同じような扱いにしてはならない。テレビやネットのニュースなどではオオサンショウウオの交雑種が特定外来生物に指定されたという記事ばかりが流れており、一般人が触ってはいけないの | 頂いた御意見も参考に、オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオ等の混獲等が起これぬよう、文化庁と連携の上、環境省ウェブサイト等において適切な情報発信を図ってまいります。 |

| | | |
|-----|---|--|
| | <p>は変わらないということを理解していない人が多くいる。このような状態が長く続くと、今まで保全してきたのが水の泡となり、数年以内に自然では絶滅することになる。「交雑種と在来種の判別法なども多く出回っているが、結局はDNAを鑑定しないと判断は絶対にできないため、安易に触ってはいけない。もし在来種だった場合は警察行きだ」というのを大体的に公表し、各種機関、メディア、動物園関係の保全団体などを通じて全国民に喚起しないとイケない。</p> | |
| 2-6 | <p>SNS上に投稿された動画を踏まえ、外見上の特徴から交雑個体を判断するのは非常に困難で、在来種を混獲する恐れが大きく、在来個体への影響が危惧される。日本中に交雑個体が拡散しないよう特定外来生物への指定は必要だと考えるが、一般層にその意味が十分に理解されていないように感じる。特定外来生物に指定するとともに、移動禁止の意味の告知を十分に説明し、また現在捕獲をしている機関や有資格者、国の許可なく捕獲することのできないよう周知対策する必要がある。交雑種や中国種の多い鴨川水系や他河川での土砂の移動などにも十分な配慮が必要。交雑幼生が混ざっている可能性がある。</p> | <p>外来生物法では、特定外来生物の捕獲は規制されていません。オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオ等の混獲等が起これぬよう、文化庁と連携の上、環境省ウェブサイト等において適切な情報発信を行ってまいります。</p> |
| 2-7 | <p>「オオサンショウウオ属に属するオオサンショウウオ以外の種」及び交雑種の法的な立ち位置については凡そ今回の改正に賛成。一方で、オオサンショウウオとそれ以外の種及び交雑種の見分けは遺伝子での判別で確定することができるが、外見では特徴はありつつも完全には判別できないと聞くため、まず、遺伝子検査を行う際の補助金などの支援策を立ててほしい。</p> | <p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオ等の混獲等が起これぬよう、文化庁と連携の上、環境省ウェブサイト等において情報発信も行ってまいります。</p> |
| 2-8 | <p>SNS上に投稿された動画を踏まえ、早急に遺伝子検査によることで完全に判別できること、専門が触れることのないようにすることを世の中に広く広報してほしい。</p> | <p>オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオ等の混獲等が起これぬよう、文化庁と連携の上、環境省ウェブサイト等において適切な情報発信を行ってまいります。</p> |
| 2-9 | <p>SNS上に投稿された動画を踏まえ、当該特定外来生物の扱いの説明文に、特定外来生物に指定したとはいえ、研究機関の職員のみしか特定外来生物だとして扱えない旨、DNA判定なしの個人による主観で判定は不可能な旨、一般人は今後も捕獲は出来ない旨をはっきりと記載してほしい。</p> | <p>外来生物法では、特定外来生物の捕獲は規制されていません。オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオ等の混獲等が起これぬよう、文化庁と連携の上、環境省ウェブサイト等において適切な情報発信を行ってまいります。</p> |

| | | |
|------|---|--|
| 2-10 | <p>飼養等を行う個体の識別用マイクロチップに対し、獣医師の証明書が必要とあるが、獣医師が施術しておらず、かつ両生類であるオオサンショウウオ属のマイクロチップに関して、全く関与していない獣医師から発行される証明書が公的証明として有効になることが理解できない。また、誤同定を回避し、在来種を守るための遺伝子鑑定に係る一時保管に対し、全く配慮がなされていない。種ごと特性及び状況に応じて飼養等条件を定めているのではなく、全く条件の異なる生物に対する条文を模しているとしか見え、特別天然記念物の保全事業を含め、オオサンショウウオ属に係る状況を理解した上で、獣医師の関与や鑑定期間の一時保管に対する規定を再考願う。</p> | <p>告示の改正案における御意見に係る規定は、飼養等の目的が学術研究、展示等の場合であって、許可を受けて飼養等する場合に、その許可を受けたことを明らかにする目的で他の特定外来生物と同等にマイクロチップその装着措置を義務付けているものであり、その証明書については、公的なものであることの担保のため国家資格を持つ者による発行を求めているものです。なお、特定外来生物の運搬、一時的な保管等の行為が、在来種の保護を目的としているものであり、主務大臣の確認・認定を受けた防除の取組の一環に含まれる行為として整理される場合であれば当該規定は適用されません。</p> |
|------|---|--|

3. その他の御意見

| 番号 (提出順) | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-------------|---|--|
| 3-1 | <p>特定生物だけではなく、基本的に外来種は野外放出禁止にすべき。なぜなら、悪影響が出てからでは遅いことが多いから。外来種は繁殖力が大変強く、取り除くことが不可能であり、在来種は減少の一途をたどり、数多くが絶滅危惧種になっている。輸入や放出を業者や個人の自由にすべきではない。後の世代に故郷を継承できるよう、外来種の国内持ち込みやネット輸入を厳しく取り締まるべき。</p> | <p>外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」という外来種被害予防三原則の一層の普及啓発を図ってまいります。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |
| 3-2 | <p>オオサンショウウオ属を幅広く特定外来生物に指定することに賛成する。幅広く特定外来生物及び未判定外来生物を指定し、これらの国内への侵入を防ぎ、日本の豊かな生物多様性の保全、農林水産業の振興に寄与されることを求める。しかし、特定外来生物等に指定しても、税関などの検査を回避できる者がいる、そのため輸入時の検査を強化すること、その他本法の実効性を高める施策も併せて検討願いたい。</p> | <p>外来生物法の適正な執行に向け、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |
| 3-3 | <p>過去のパブリック・コメントに対する回答として、「特定外来生物に指定した生物が、今後、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれがないことが十分な科学的根拠をもって明らかになった場合には、指定を解除することは現行法をもって妨げられ</p> | <p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|------------|--|-----------------------------------|
| | <p>るものではないと考える」とあるが、指定の解除の手続きについて条文に明記した方が良い。</p> | |
| <p>3-4</p> | <p>南米原産の外来植物、メリケントキンソウ (<i>Soliva sessilis</i>) を、特定外来生物に指定、または何らかの対策種に指定し、全国的な対策が速やかに進めることを強く要望する。メリケントキンソウの鋭いトゲのある果実が人体（や犬）に直接刺さって激痛を与えるほか、靴やタイヤなどに付着して分布を広げ、公園、庭、駐車場、道端、グラウンド、ゴルフ場など、人が踏む場所に繁茂し被害が広がっている。日本ではここ 5-10 年で急速に増えた印象があり、現在では西日本の暖地で普通に見かけるようになり、東京近辺でも広がりつつあると聞く。本種の問題は主に以下の 4 点と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝生や広場で手をつく、座る、裸足になる、などの行為をしないと問題に気付かない。 ・認知度が低く目立たないため、行政や各機関、住民などによる対策が遅れる。 ・芝生や広場が「痛い」との理由で、子どもの外遊びやスポーツ、屋外活動などの機会を奪う。 ・駆除のために除草剤が散布されると、生活環境が汚染されるという別問題を引き起こす。 <p>人為的な環境に生育するため、生態系への被害は限られるが、人が広場で活動することに深刻な悪影響を与える（スポーツ大会等の中止も起きている）ため、人の健康維持や、自然との触れあいの場を維持する上でも大きな問題である。一般的な特定外来生物とは問題の性質がやや異なるが、全国的な駆除や予防を広げるために、同等の対策が早急に必要と考える。</p> | <p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |